

平成24年6月21日

「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正に伴う「不動産流通業における個人情報保護法の適用の考え方」の改正について

1. 「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正経緯

「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」（平成19年6月国民生活審議会）
⇒事業分野ごとのガイドラインについて、「複数のガイドラインが適用される事業者があることにも留意しつつ、政府において、ガイドラインの共通化について必要な検討を行っていくべきである。」と指摘。

↓

「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について（平成20年個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ）」

⇒当該申合せは上記指摘を踏まえ決定。内容は、以下のとおり。

- ①内閣府（現：消費者庁）は、ガイドラインの共通化について、その考え方を定め公表
- ②これに基づき、各府省庁は、ガイドラインの共通化について必要な措置を講ずる。

2. 「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正の 主な内容等

- ①内閣府（現：消費者庁）が参考として提示された「標準的なガイドライン」に沿って、使用する用語、利用目的による制限や個人情報の第三者提供等の規定を見直し
- ②国土交通大臣への事案報告対象を、個人データの漏えい等事案から、事業者が取り扱う個人情報に関し、法違反又は法違反の恐れが発覚した場合へ対象範囲を拡大
- ③ガイドラインを補完する解説・事例集を作成

3. 「不動産流通業における個人情報保護法の適用の考え方」の改正

「不動産流通業における個人情報保護法の適用の考え方」は、不動産業、特に不動産流通業が、物件情報の広告など個人情報の第三者への提供が仕事の重要な内容であるという特色を持つ業種であることから、学識経験者、事業者団体及び行政関係者を構成メンバーとする「不動産業における個人情報保護のあり方に関する研究会（座長：升田純中央大学法科大学院教授）」が不動産流通業で取り扱われる個人情報の性質や利用方法を勘案して適切な取り扱い方法を明らかにした研究会報告として取りまとめたものである。
当研究会報告は、不動産流通業におけるガイドライン（法律を解釈するときの指針）として、平成17年1月14日付不動産業課長通達で関係業界団体へ通知されている。

⇒今回、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」（告示）の改正が行われたことにより、同ガイドラインの引用箇所について必要な修正を行う必要性が生じた。

4. 「不動産流通業における個人情報保護法の適用の考え方」の改正の主な内容等

- ① 「国土交通省ガイドライン」に沿って、使用する用語、安全管理措置や個人情報の第三者提供等の規定を見直し
- ② 国土交通大臣への事案報告対象を、個人データの漏えい等事案から、事業者が取り扱う個人情報に関し、「法違反又は法違反のおそれ」が発覚した場合へ対象範囲を拡大
- ③ ガイドラインを補完する解説・事例集に基づき、「法違反又は法違反のおそれ」について規定し、国土交通大臣への報告事項を、事案として最も多いと思われる個人情報の漏えい等の場合を例に例示している。

以上